

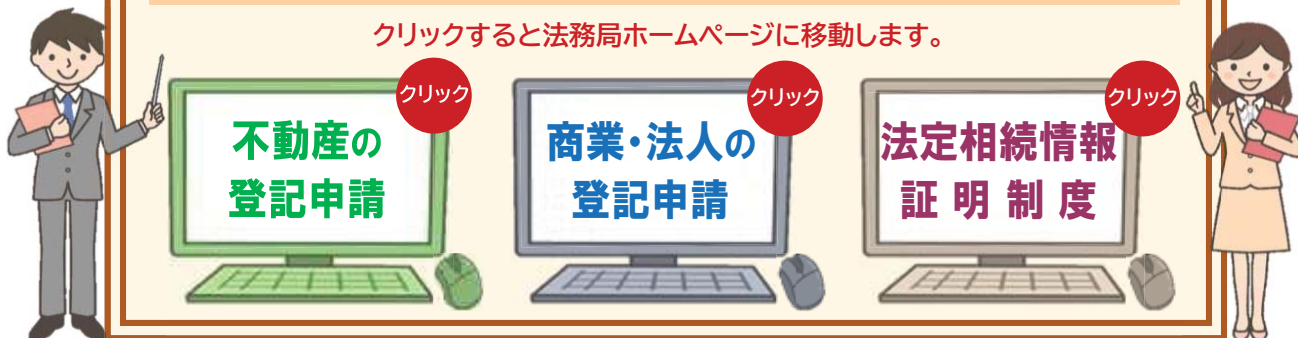
登記手続案内について

※令和3年3月1日から「登記相談」は「登記手続案内」に変わりました。

登記の申請書と法定相続情報証明制度の様式・作成方法については、「[法務局ホームページ](#)」でご案内しています。

申請書や添付書類等の様式は、ホームページからダウンロードできます。

クリックすると法務局ホームページに移動します。



ホームページの申請書等の様式・作成方法をご覧になったうえで、ご不明な点がありましたら、**予約制の「登記手続案内」**をご利用ください。

予約制

電話又は、窓口で
ご予約ください。

「登記手続案内」の予約の申込みなどのお問合せ先

	千葉地方法務局庁名	所在	電話番号
不動産 の 登記	本局（不動産登記部門）	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	043-302-1312
	市原出張所	市原市八幡2384番地56	0436-41-3241
	東金出張所	東金市堀上334番地12	0475-52-2402
	佐倉支局	佐倉市表町1丁目20番地11	043-484-1222
	成田出張所	成田市郷部1322番地	0476-23-2313
	茂原支局	茂原市高師台1丁目5番地3	0475-24-2188
	いすみ出張所	いすみ市大原7400番地55	0470-62-2283
	松戸支局	松戸市岩瀬473番地18	047-363-6278
	柏支局	柏市柏6丁目10番25号	04-7167-3309
	木更津支局	木更津市東中央3丁目1番7号	0438-22-2531
	館山支局	館山市北条2169番地1	0470-22-0620
	匝瑳支局	匝瑳市八日市場ハ678番地3	0479-72-0334
	香取支局	香取市佐原口2122番地40	0478-52-3391
	船橋支局	船橋市海神町2丁目284番地1	047-431-3681
市川支局	市川市大野町4丁目2156番地1	047-339-7701	
商業・法人の 登記	本局（法人登記部門）	千葉市中央区中央港1丁目11番3号	043-302-1315

案内図

法務局の案内図は
こちらをクリック
してください。

管轄区域

登記の管轄区域は
こちらをクリック
してください。

ご自身で申請書等の作成が難しい、時間がない、という方は、こちらにご相談ください。

千葉司法書士会 TEL 043-246-2666
無料電話相談 対面相談 司法書士の紹介
千葉司法書士会 検索 月～土 9:00～17:00(祝祭日を除く)

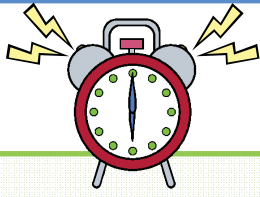
千葉県土地家屋調査士会 TEL 043-204-2312
千葉県土地家屋調査士会 検索
まずはお電話又はウェブで御確認ください。
登記無料相談は毎月第3水曜日に開催しております。

※外部サイトにリンクします。このリンク先は、令和3年2月1日現在のものです。

千葉地方法務局

<http://houmukyoku.moj.go.jp/chiba/>

登記手続案内をご利用のみなさまへ



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、そこで終了します。予約時間に10分以上遅刻された場合、キャンセルされたものと取り扱います。



見本をお渡しします

法務局ホームページに掲載している代表的な申請書類の様式を準備しています。申請書類にどのような内容を記載するか説明します。



事前の審査・法的判断はできません

係員が申請前の書類に不備がないか審査することはできません。登記原因事実・法律行為(契約)が有効か無効か判断したり、法的なアドバイスをすることもできません。



ご自身で作成してください

申請書類の書き方を説明しますが、係員が書類に手を加えたり、具体的な事案に沿ったアドバイスは、していません。現在の登記の内容は、登記事項証明書を取得するなどにより、ご自身で確認してください。



補正の可能性あり

登記申請後の審査の結果、訂正や書類の追加が必要になることもあります。登記手続案内は、内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認していますので、ご協力ください。法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。(司法書士・土地家屋調査士・弁護士)

多くの方にご利用いただけるよう努めています。
ご協力のほど、よろしく願いいたします。

千葉地方法務局